

○河北郡市広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例

制定 平成16年3月1日 条例第18号
改正 平成17年3月2日 条例第3号
令和元年11月1日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び河北郡市広域事務組合一般職の職員の給与に関する条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例17号）第2条において準用する津幡町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年津幡町条例第27号）第12条並びに河北郡市広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年河北郡市広域事務組合条例第3号）第2条の規定により準用する津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年津幡町条例第10号）第10条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でない認められる職務に従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類及び手当の額は、次のとおりとする。

種	類	手	当	額
1	一般廃棄物処理施設及び下水汚泥処理施設従事職員の特殊勤務手当	1時間につき		100円
2	建設機械運転業務従事職員の特殊勤務手当	日	額	200円以内

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月2日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月1日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。